

<対策のポイント>

こども食堂等の共食の場は、他者と楽しく食べる、食事マナーを学ぶなど食育活動の場として重要です。今般の物価高騰によって、こども食堂等の運営に影響及び支障が生じていることから、その活動支援の拡充・強化を行います。また、地元食材や栄養バランスに関する知識を学ぶ食育を普及するため、学校における食育支援を強化します。

<政策目標>

食育推進基本計画の目標の達成

「地域等で共食したいと思う人が共食する割合」、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合」、「学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合」

<事業の内容>

地域の関係者等が連携して取り組む「地域における共食の場の提供」等の食育の取組を支援します。また、学校における食育活動の取組も支援します。

<事業イメージ>

目標(食育推進基本計画の目標のうち当省関連)

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合
 (令和3年度:42.7%、令和7年度目標値:75%以上)
- ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合
 (令和3年度:37.7%、令和7年度目標値:50%以上)
- ・学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合
 (令和3年度:74.5%、令和7年度目標値:90%以上)

目標の達成に資する
 地域等の取組を支援

支援事業(例):地域での食育の取組



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



農林漁業体験機会の提供

支援事業(例):学校における食育の取組



学校給食における地場産物活用と食給食の普及



農林漁業体験機会の提供

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

1. 地域での食育の取組

①地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

②地域食文化の継承や日本型食生活の実践

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けて、調理講習会等の開催やこども食堂やこども宅食を通じた取組を支援します。

③農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

2. 学校における食育の取組

①学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。

②農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

<事業の流れ>

